# 304 介護医療院

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | |
|---|---|---|---|---|
| ユニットケア減算 | ユニットごとに日中常時１名以上の介護又は看護職員の配置 | □ | 未配置 | |
| | ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置 | □ | 未配置 | |
| 身体拘束廃止未実施減算 | 身体的拘束等を行う場合、態様・時間・心身の状況・緊急やむを得ない理由を記録 | □ | 未実施 | |
| | 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催し、結果を職員に周知 | □ | 未実施 | テレビ電話装置等の活用可 |
| | 身体的拘束等の適正化のための指針の整備 | □ | 未実施 | |
| | 介護職員等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施 | □ | 未実施 | |
| 安全管理体制未実施減算 | 事故発生防止のための指針の整備 | □ | 未実施 | |
| | 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備 | □ | 未実施 | |
| | 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施 | □ | 未実施 | テレビ電話装置等の活用可 |
| | 上記の措置を適切に実施するための担当者の設置 | □ | 未実施 | |
| 栄養管理未実施減算<br>※令和６年３月末まで経過措置 | 栄養士又は管理栄養士 | □ | 未配置 | |
| | 各入所者の状態に応じた計画的な栄養管理 | □ | 未実施 | |
| 療養環境減算Ⅰ | 廊下幅1.8m（両側に療養室の場合2.7.m）未満 | □ | 該当 | |
| 療養環境減算Ⅱ | 療養室の床面積の合計を入所者定員で除した数が８未満 | □ | 該当 | |
| 夜勤減算<br>（短期入所療養介護事業所を併設する場合も含む） | 夜勤を行う看護・介護職員の数が短期入所療養介護の利用者数及び介護医療院の入所者数の合計数が３０又はその端数を増す毎に１以上であり、かつ、２以上 | □ | 満たさない | ※併設型小規模介護医療院は以下を満たせば夜勤を置かないことができる。<br>①併設医療機関で夜勤を行う看護職員、介護職員が１以上<br>②利用者と入所者の合計が１９人以下<br>③緊急時の併設医療機関との連絡体制の整備 |
| | 夜勤を行う看護職員の数が１以上 | □ | 満たさない | |
| | ユニット型・・・２ユニットごとに夜勤を行う看護又は介護職員１以上 | □ | 満たさない | |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | |
|---|---|---|---|---|
| 夜間勤務等看護Ⅰ | 夜勤を行う看護職員の数が、利用者の数及び入所者の数の合計数が１５又はその端数を増すごとに１以上であり、かつ、２以上 | □ | 該当 | 夜勤時間帯<br>22：00～5：00を含めた連続する16時間<br>（　　：　　～　　：　　） |
| 夜間勤務等看護Ⅱ | 夜勤を行う看護職員の数が、利用者の数及び入所者の数の合計数が２０又はその端数を増すごとに１以上であり、かつ、２以上 | □ | 該当 | |
| 夜間勤務等看護Ⅲ | 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、利用者の数及び入所者の数の合計数が１５又はその端数を増すごとに１以上であり、かつ、２以上 | □ | 該当 | |
| | 夜勤を行う看護職員１以上 | □ | 該当 | |
| 夜間勤務等看護Ⅳ | 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、利用者の数及び入所者の数の合計数が２０又はその端数を増すごとに１以上であり、かつ、２以上 | □ | 該当 | |
| 若年性認知症入所者受入加算 | 若年性認知症入所者ごとに個別に担当者を定める | □ | 該当 | |
| | 入所者に応じた適切なサービス提供 | □ | 実施 | |
| | 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない | □ | 該当 | |
| 外泊時費用 | 外泊をした場合 | □ | ６日以内 | |
| | 短期入所療養介護のベッドの活用の有無 | □ | なし | |
| 試行的退所サービス費 | 退所が見込まれる者が試行的に退所した場合 | □ | ６日以内 | |
| | 外泊時費用を算定していない | □ | 該当 | |
| | 医師、薬剤師（配置される場合に限る）、看護、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等により居宅において療養を継続する可能性があるかの検討をしている | □ | 該当 | |
| | 入所者又は家族に趣旨を説明し、同意を得ている | □ | 該当 | |
| | 従業者又は居宅サービス事業者等との連絡調整をした上で介護支援専門員が試行的退所サービスに係る計画を作成している | □ | 該当 | |
| | 算定期間中、計画に基づく適切な居宅サービスを提供している | □ | 該当 | |
| | 試行的退所サービス期間中ベッドを短期入所療養介護に活用している場合利用者からの同意がある | □ | 該当 | |
| | 居宅に退所できない場合、居宅において療養できない理由等を分析し問題解決に向けた施設サービス計画の変更を行い、適切な支援をしている | □ | 該当 | |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | |
|---|---|---|---|---|
| 他科受診時費用 | 専門的な診療が必要となり、他の病院等で診療が行われた場合 | □ | あり | |
| | 1月の算定日 | □ | ４日以内 | |
| | 他医療機関が特別の関係にない | □ | ない | |
| 初期加算 | 入所した日から起算して30日以内 | □ | 該当 | |
| | 算定期間中の外泊の有無 | □ | なし | |
| | 過去３月以内の当該施設への入所（自立度判定基準によるⅢ、Ⅳ、Ｍの場合は１月以内） | □ | なし | |
| 退所前訪問指導加算 | 入所期間が１月以上（見込みを含む） | □ | 満たす | |
| | 退所後生活する居宅を訪問し、入所者及び家族に対し療養上の指導を実施（２回を限度） | □ | 満たす | |
| | 退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない | □ | 満たす | |
| | 指導日、指導内容の記録の整備 | □ | 満たす | 診療録等 |
| 退所後訪問指導加算 | 退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、入所者及び家族等に対し療養上の指導を実施 | □ | 満たす | |
| | 退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない | □ | 満たす | |
| | 指導日、指導内容の記録の整備 | □ | 満たす | 診療録等 |
| 退所時指導加算 | 入所期間が１月以上 | □ | 満たす | |
| | 退所時に入所者及び家族に対し退所後の療養上の指導を実施 | □ | 満たす | |
| | 退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない | □ | 満たす | |
| | 指導日、指導内容の記録の整備 | □ | 満たす | 診療録等 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | |
|---|---|---|---|---|
| 退所時情報提供加算 | 入所期間が１月以上 | □ | 満たす | |
| | 本人の同意を得て主治の医師に対し、診療状況を示す文書を添えて紹介を行う | □ | 実施 | 診療状況を示す文書（様式あり） |
| | 退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない | □ | 満たす | |
| 退所前連携加算 | 入所期間が１月以上 | □ | 満たす | |
| | 退所に先だって居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て介護状況を示す文書による情報提供をし、かつ、居宅サービス等の利用に関する調整を実施 | □ | 満たす | |
| | 退所の理由が病院、診療所、他の介護保険施設への入院・入所、死亡ではない | □ | 満たす | |
| | 連携を行った日、内容に関する記録の整備 | □ | 満たす | 指導記録等 |
| 訪問看護指示加算 | 介護医療院の医師が診療に基づき指定訪問看護等の利用が必要であると認めた場合 | □ | 満たす | |
| | 本人の同意を得て訪問看護指示書を交付 | □ | 交付 | 訪問看護指示書（様式あり） |
| | 指示書の写しを診療録添付に有無 | □ | あり | 診療録等 |
| 口腔衛生管理加算（Ⅰ） | 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画を作成している | □ | あり | |
| | 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に口腔衛生等の管理を行っている | □ | 月２回以上 | |
| | 歯科衛生士が入所者に係る口腔衛生等の管理について、介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行っている | □ | 該当 | |
| | 歯科衛生士が入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応している | □ | 該当 | |
| | サービス実施月において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又は家族等に確認している | □ | 確認している | |
| | 入所者又は家族等への説明、同意 | □ | あり | |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | |
|---|---|---|---|---|
| | 口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点、歯科衛生士が実施した口腔衛生の管理の内容、当該入所者に係る口腔清掃等について介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録を作成し保管されている | □ | 該当 | 実施記録 |
| | 必要に応じて、実施記録の写しを入所者へ提供 | □ | あり | |
| | 歯科衛生士が、介護職員から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行っている | □ | 該当 | |
| | 訪問歯科衛生指導料が月に３回以上算定されていない | □ | 算定されていない | |
| | 定員、人員基準に適合 | □ | 該当 | |
| 口腔衛生管理加算（Ⅱ） | 加算（Ⅰ）の要件に加え、入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している | □ | 実施 | |
| 在宅復帰支援機能加算 | 算定日の属する月の前６月間の退所者総数のうち在宅で介護を受けることとなった者(入院期間１月超)の割合が３割超 | □ | 該当 | |
| | 退所日から30日以内に居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅生活が１月以上継続する見込みであることの確認、記録の実施 | □ | あり | |
| | 入所者の家族との連絡調整の実施 | □ | あり | |
| | 入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、必要な情報提供、退所後の利用サービス調整の実施 | □ | あり | 介護状況を示す文書 |
| | 算定根拠等の関係書類の整備の有無 | □ | あり | |
| 緊急時施設診療費（緊急時治療管理） | 入所者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要 | □ | 該当 | |
| | 緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を実施 | □ | 該当 | |
| | 同一の入所者について月に１回、連続する３日を限度に算定 | □ | 該当 | |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | |
|---|---|---|---|---|
| 認知症専門ケア加算Ⅰ | 入所者総数のうち介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が直近３月間の平均で５割以上 | □ | 該当 | |
| | 認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が２０人未満の場合は１以上、対象者が２０人以上の場合は、１に当該対象者が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施 | □ | 該当 | 認知症介護実践リーダー研修<br>認知症看護に係る適切な研修 |
| | 留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施 | □ | 該当 | テレビ電話装置等の活用可 |
| 認知症専門ケア加算Ⅱ | 入所者総数のうち介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が直近３月間の平均で５割以上 | □ | 該当 | |
| | 認知症介護に係る専門的な研修修了者を、対象者の数が２０人未満の場合は１以上、対象者が２０人以上の場合は、１に当該対象者が１９を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施 | □ | 該当 | 認知症介護実践リーダー研修<br>認知症看護に係る適切な研修 |
| | 留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に実施 | □ | 該当 | テレビ電話装置等の活用可 |
| | 認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を１名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施 | □ | 該当 | 認知症介護指導者養成研修<br>認知症看護に係る適切な研修 |
| | 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画の作成及び研修の実施又は実施を予定 | □ | 該当 | |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 入所者に認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に入所が必要と医師が判断し、医師が判断した当該日又はその次の日に利用開始 | □ | 該当（７日を限度に算定） | |
| | 介護支援専門員、受入施設の職員と連携をし、入所者又は家族との同意の上、施設利用を開始 | □ | 該当 | |
| | 退所に向けた施設サービス計画の策定 | □ | あり | |
| | <u>次のａ～ｃの者が当該施設に直接入所していない。</u><br>ａ　病院又は診療所に入院中の者<br>ｂ　介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者<br>ｃ　短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、及び短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護の利用中の者 | □ | 該当 | |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | |
|---|---|---|---|---|
| | 判断を行った医師は症状、判断の内容等を診療録等に記録し、施設は判断した医師名、日付及び留意事項等を施設サービス計画書に記録している | □ | 該当 | |
| | 個室等、認知症の行動・心理症状の増悪した者の療養にふさわしい設備を整備している | □ | 該当 | |
| | 入所者が入所前１月の間に当該施設に入所したことがない及び過去１月の間に当該加算を算定したことがない | □ | 該当 | |
| 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅰ） | 看護職員が常勤換算法で入所者等の合計数が４又はその端数を増す毎に１以上。ただし、入所者等の数を４で除した数（１に満たないときは１とし、端数は切り上げる）から入所者等の数を６で除した数（端数は切り上げる）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。 | □ | 該当 | |
| | 専任の精神保健福祉士又はこれに準じる者及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がそれぞれ１名以上配置 | □ | 該当 | |
| | 入所者等がすべて認知症の者 | □ | 該当 | |
| | 届出の前３月において日常生活に支障を来すおそれがある等から介護を必要とする認知症の者の割合が５割以上 | □ | 該当 | |
| | 近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院に必要に応じて入院させる体制の確保 | □ | 該当 | |
| | 近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院の医師の診察を週４回以上行う体制の確保 | □ | 該当 | |
| | 前３か月で身体拘束未実施減算を算定していない | □ | 該当 | |
| 重度認知症疾患療養体制加算（Ⅱ） | 看護職員が常勤換算法で入所者等の合計数が４又はその端数を増す毎に１以上 | □ | 該当 | |
| | 専ら従事する精神保健福祉士又はこれに準じる者及び作業療法士がそれぞれ1名以上配置 | □ | 該当 | |
| | 専用の機械及び器具を備えた60㎡以上の生活機能訓練室 | □ | あり | |
| | 入所者等がすべて認知症の者 | □ | 該当 | |
| | 届出の前３月において日常生活に支障を来すおそれがある等から介護を必要とする認知症の者の割合が５割以上 | □ | 該当 | |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | |
|---|---|---|---|---|
| | 近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院に必要に応じて入院させる体制及び当該精神科病院の医師の診察を週４回以上行う体制の確保 | □ | 該当 | |
| | 前３か月で身体拘束未実施減算を算定していない | □ | 該当 | |
| 排せつ支援加算（Ⅰ） | 入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時に評価するとともに、少なくとも６月に１回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用している | □ | 実施 | |
| | 上記の評価の結果、排泄に介護を要する入所者で適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施している | □ | 実施 | 排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画書 |
| | 上記評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者ごとに支援計画を見直している | □ | 実施 | |
| 排せつ支援加算（Ⅱ） | 加算（Ⅰ）の要件に加えて、施設入所時の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している | □ | あり | |
| 排せつ支援加算（Ⅲ） | 加算（Ⅰ）の要件に加えて、施設入所時の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時と比較して、排尿又は排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している | □ | あり | |
| 自立支援促進加算 | 医師が入所者ごとに、自立支援に係る医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも６月に１回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加している | □ | 実施 | 自立支援促進に関する評価・支援計画書 |
| | 上記の医学的評価の結果、自立支援の促進が必要であるとされた入所者毎に、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施している | □ | 実施 | |
| | 入所者又は家族等への説明、同意 | □ | あり | |
| | 上記の医学的評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者ごとに支援計画を見直している | □ | 実施 | |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | |
|---|---|---|---|---|
| | 上記の医学的評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している | □ | 実施 | |
| 科学的介護推進体制加算（Ⅰ） | 入所者ごとのＡＤＬ値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している | □ | 実施 | |
| | サービスの提供に当たって、上記に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している | □ | 実施 | |
| 科学的介護推進体制加算（Ⅱ） | （Ⅰ）の情報に加えて、疾病、服薬の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出している | □ | 実施 | |
| | サービスの提供に当たって、上記に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している | □ | 実施 | |
| 長期療養生活移行加算 | 療養病床に１年以上入院していた者であること | □ | 該当 | |
| | 介護医療院への入所に当たって、当該入所者及びその家族等が、日常生活上の世話を行うことを目的とする施設としての取組について説明を受けていること | □ | 該当 | |
| | 入所者及びその家族等と地域住民等との交流が可能となるよう、地域の行事や活動等に積極的に関与している | □ | 該当 | |
| 安全対策体制加算 | 事故発生防止のための指針の整備 | □ | 実施 | |
| | 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制（安全管理部門）の整備 | □ | 実施 | |
| | 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施 | □ | 実施 | テレビ電話装置等の活用可 |
| | 上記の措置を適切に実施するための外部の研修を受けた担当者設置 | □ | 実施 | |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ） | １　以下のいずれかに該当 | | | |
| | (1)介護職員の総数のうち介護福祉士８０％以上 | □ | 該当 | |
| | (2)介護職員の総数のうち勤続１０年以上の介護福祉士３５％以上 | □ | 該当 | |
| | ２　提供するサービスの質の向上に資する取組を実施 | □ | 実施 | |
| | ３　定員、人員基準に適合 | □ | 該当 | |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | |
|---|---|---|---|---|
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ） | １　介護職員の総数のうち介護福祉士６０％以上 | □ | 該当 | |
| | ２　定員、人員基準に適合 | □ | 該当 | |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | １　以下のいずれかに該当 | | | |
| | (1)介護職員の総数のうち介護福祉士５０％以上 | □ | 該当 | |
| | (2)看護・介護職員の総数のうち常勤職員７５％以上 | □ | 該当 | |
| | (3)直接サービスを提供する職員の総数のうち勤続７年以上３０％以上 | □ | 該当 | |
| | ２　定員、人員基準に適合 | □ | 該当 | |
| 療養食加算 | 管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施 | □ | あり | |
| | 入所者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施 | □ | あり | |
| | 定員、人員基準に適合 | □ | あり | |
| | 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供 | □ | あり | |
| | 療養食の献立の作成の有無 | □ | あり | 療養食献立表 |
| | １日につき３回を限度 | □ | 該当 | |
| 再入所時栄養連携加算 | 定員、人員基準に適合 | □ | あり | |
| | 栄養管理未実施減算（R6.3末まで経過措置） | □ | 非該当 | |
| | 経口により食事を摂取していた入所者が医療機関に入院し、当該入院中に、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入となり、退院後に直ちに当該介護医療院に入所した場合 | □ | 該当 | |
| | 当該介護医療院の管理栄養士が当該者の入院する医療機関を訪問の上、栄養に関する指導又はカンファレンス（入所者等の同意を得たうえでテレビ電話装置等の活用可）に同席し、当該医療機関の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定 | □ | 該当 | |
| | 入所者又はその家族に計画を説明し、同意を得る | □ | あり | |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | |
|---|---|---|---|---|
| 栄養マネジメント強化加算 | 管理栄養士を常勤換算方法で入所者の数を５０（施設に常勤栄養士を１名以上配置し、給食管理を行っている場合は７０）で除して得た数以上配置している | □ | 該当 | |
| | 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を週３回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施している | □ | 実施 | |
| | 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の観察の際に変化を把握し、問題がある場合は早期に対応している | □ | 実施 | |
| | 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している | □ | 実施 | |
| | 定員、人員基準に適合 | □ | あり | |
| | 栄養管理未実施減算（R6.3末まで経過措置） | □ | 非該当 | |
| 経口移行加算 | 定員、人員基準に適合 | □ | あり | |
| | 栄養管理未実施減算（R6.3末まで経過措置） | □ | 非該当 | |
| | 経口による食事摂取のための栄養管理が必要と医師の指示を受けている | □ | 受けている | |
| | 誤嚥性肺炎防止のためのチェック | □ | あり | |
| | 医師、管理栄養士等多職種共同で経口移行計画の作成 | □ | あり | 経口移行計画（参考様式） |
| | 計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る | □ | あり | |
| | 計画に基づく栄養管理の実施 | □ | 実施 | |
| | 計画作成日から起算して180日以内 | □ | 180日以内 | |
| | 180日を超える場合の医師の指示の有無 | □ | あり | |
| | 180日を超えて算定する場合の定期的な医師の指示 | □ | ２週間毎に実施 | |
| 経口維持加算Ⅰ | 定員、人員基準に適合 | □ | あり | |
| | 栄養管理未実施減算（R6.3末まで経過措置） | □ | 非該当 | |
| | 経口移行加算を算定している | □ | 非該当 | |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | |
|---|---|---|---|---|
| | 摂食機能障害を有し、誤嚥が認められ経口による食事摂取のための管理が必要と医師又は歯科医師の指示を受けている | □ | 受けている | |
| | 誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されている | □ | されている | |
| | 食形態の配慮等誤嚥防止のための適切な配慮の有無 | □ | あり | |
| | 医師、歯科医師等多職種協働で経口維持計画の作成をし、必要に応じて見直しを実施 | □ | あり | 経口維持計画（参考様式） |
| | 計画を入所者又は家族に説明し、同意を得る | □ | あり | |
| | 計画に基づく栄養管理の実施 | □ | 実施 | |
| | 医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議（テレビ電話装置等の活用可）等を実施 | □ | 実施 | |
| 経口維持加算Ⅱ | 協力歯科医療機関を定めている | □ | 定めている | |
| | 経口維持加算Ⅰを算定している | □ | 算定している | |
| | 食事の観察及び会議（テレビ電話装置等の活用可）等に、医師（介護医療院の配置医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が参加している | □ | 参加している | ※やむを得ない理由により、参加するべき者が参加できなかった場合は、終了後速やかに情報共有することで算定可 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | あり | 介護職員処遇改善計画書 |
| | 2　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | あり | 介護職員処遇改善計画書 |
| | 3　賃金改善の実施 | □ | あり | |
| | 4　処遇改善に関する実績の報告 | □ | あり | 実績報告書 |
| | 5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | なし | |
| | 6　労働保険料の納付 | □ | 適正に納付 | |
| | 7　次の(一)、(二)、（三）のいずれにも適合 | □ | | |
| | (一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 | □ | あり | |
| | (二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 | □ | あり | 研修計画書 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | |
|---|---|---|---|---|
| | (三)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知 | □ | あり | |
| | 8　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知 | □ | あり | |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） | 1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | あり | 介護職員処遇改善計画書 |
| | 2　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | あり | 介護職員処遇改善計画書 |
| | 3　賃金改善の実施 | □ | あり | |
| | 4　処遇改善に関する実績の報告 | □ | あり | 実績報告書 |
| | 5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | なし | |
| | 6　労働保険料の納付 | □ | 適正に納付 | |
| | 7　次の(一)、(二)のいずれにも適合 | □ | | |
| | (一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 | □ | あり | |
| | (二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 | □ | あり | 研修計画書 |
| | 8　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知 | □ | あり | |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） | 1　賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置 | □ | あり | 介護職員処遇改善計画書 |
| | 2　改善計画書の作成、周知、届出 | □ | あり | 介護職員処遇改善計画書 |
| | 3　賃金改善の実施 | □ | あり | |
| | 4　処遇改善に関する実績の報告 | □ | あり | 実績報告書 |
| | 5　前12月間に法令違反し、罰金以上の刑 | □ | なし | |
| | 6　労働保険料の納付 | □ | 適正に納付 | |
| | 7 次の(一)、(二)のいずれかに適合 | □ | | |
| | (一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知 | □ | あり | |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | |
|---|---|---|---|---|
| | (二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知 | □ | あり | 研修計画書 |
| | ８　処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知 | □ | あり | |
| 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ | （１）賃金改善について次に掲げる（一）～（四）いずれにも適合 | □ | | |
| | （一）「経験・技能のある介護職員」のうち１人は賃金改善の見込額が月額８万円以上または改善後の見込額が年額４４０万円以上 | □ | 該当 | |
| | （二）「経験・技能のある介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「他の介護職員」の見込額の平均と比較し高いこと | □ | 該当 | |
| | （三）「他の介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「その他職種」の見込額の平均の２倍以上 | □ | 該当 | |
| | （四）「その他職種」の賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回らないこと | □ | 該当 | |
| | （２）改善計画書の作成、周知、届出 | □ | あり | 介護職員等特定処遇改善計画書 |
| | （３）賃金改善の実施 | □ | あり | |
| | （４）処遇改善に関する実績の報告 | □ | あり | 実績報告書 |
| | （５）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）のいずれかを算定 | □ | 該当 | |
| | （６）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定 | □ | 該当 | |
| | （７）処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知 | □ | あり | |
| | （８）処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件） | □ | あり | |
| 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ | （１）賃金改善について次に掲げる（一）～（四）いずれにも適合 | □ | | |
| | （一）「経験・技能のある介護職員」のうち１人は賃金改善の見込額が月額８万円以上または改善後の見込額が年額４４０万円以上 | □ | 該当 | |
| | （二）「経験・技能のある介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「他の介護職員」の見込額の平均と比較し高いこと | □ | 該当 | |
| | （三）「他の介護職員」の賃金改善の見込額の平均が、「その他職種」の見込額の平均の２倍以上 | □ | 該当 | |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | |
|---|---|---|---|---|
| | （四）「その他職種」の賃金改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回らないこと | □ | 該当 | |
| | （２）改善計画書の作成、周知、届出 | □ | あり | 介護職員等特定処遇改善計画書 |
| | （３）賃金改善の実施 | □ | あり | |
| | （４）処遇改善に関する実績の報告 | □ | あり | 実績報告書 |
| | （５）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定 | □ | 該当 | |
| | （６）処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知 | □ | あり | |
| | （７）処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件） | □ | あり | |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | （１）介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込み額の３分の２以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること | □ | 該当 | |
| | （２）改善計画書の作成、周知、届出 | □ | あり | |
| | （３）賃金改善の実施 | □ | あり | |
| | （４）処遇改善に関する実績の報告 | □ | あり | |
| | （５）介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定 | □ | 該当 | |
| | （６）処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知 | □ | 該当 | |